平成２３年（フ）第９５号
愛知県豊橋市絹田町10番地１　901
債務者　田島　一子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９９号
愛知県豊橋市佐藤１丁目９番地１　４―503
債務者　藤井　知子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０８号
愛知県豊橋市南栄町字東山220番地４　301
債務者　高城　英彰
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１２３号
愛知県田原市日出町世戸畑26番地の２、住民票上の住所愛知県岡崎市緑丘３丁目12番地２第２グリーンハイツＢ―１
債務者　生駒　　聡
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１９１号
川崎市宮前区有馬７丁目15番10号　リヴァージュ鷺沼201、前住所川崎市宮前区有馬９丁目１番７―103号　サン・ボナール鷺沼
債務者　白山　忠明
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
川崎市中原区上小田中２丁目20番32号
債務者　法月真由美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
川崎市高津区末長546番地10、前住所横浜市緑区北八朔町46番地
債務者　田村　正平
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
川崎市宮前区野川1281番地５　ロイヤルハイム野川Ｂ―101
債務者　浅井　正樹
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
川崎市川崎区桜本２丁目39番２―405号　市営住宅
債務者　武藤　義仁
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
川崎市宮前区馬絹1235番地１　宮崎台南パークホームズ307
債務者　岩本　良江（旧姓越前屋）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
川崎市川崎区渡田１丁目５番１号　清和荘６号室
債務者　菅原　博行
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
川崎市宮前区神木本町１丁目24番20号　サンライズヒル205
債務者　大西　秀和
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
川崎市中原区木月住吉町23番３―103号、前住所東京都杉並区松庵２丁目８番10号　横田荘１
債務者　小松　秀一
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
川崎市麻生区はるひ野５丁目４番15号　トゥトゥヴェリィはるひ野13
債務者　堤　　洋道
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係